

Ｌアラート 本番利用開始手順に関する細則

(情報発信者の運用状態)

第 1 条 本サービスでは、情報発信者の運用状態を「運用試験」と「本番」の 2 種類の状態に区分する。

2 「運用試験」状態は、情報発信者が本サービスを利用した実業務を未だ開始していない状態をいう。

3 「本番」状態は、情報発信者が本サービスを利用した実業務を開始した状態をいう。

4 情報発信者は本サービスの利用申込みを完了した時点で自動的に「運用試験」状態に設定され、明示的に本番利用開始を表明することによって「本番」状態に移行するものとする。

(「運用試験」状態における制限事項)

第 2 条 「運用試験」状態において、情報発信者は「本番モード」を指定した情報を発信してはならない。

(誤発信の防止措置)

第 3 条 「運用試験」状態にある情報発信者が「本番モード」を指定した情報を発信した場合、当該情報は本サービスにおいて誤発信として扱う。

2 本サービスでは、誤発信の情報を強制的に「本番モード」から「テストモード」に書き換えるシステム処理上の措置をとることができる。

3 情報発信者は前項の措置を実施するなど誤発信防止のための適切な対応策を講じなければならない。

(「運用試験」から「本番」への移行)

第 4 条 情報発信者は、本番利用を開始するに当たって、次に掲げる手続を行うものとする。

(1) 総務省の定める様式により、本番利用開始の期日の 7 日前に同省に通知する。

(2) 情報発信者は、マスタ管理システムにおいて本番運用の対象となる情報発信設定の「運用モード」を「本番モード」に変更する。

2 情報発信者は自身の責任において「本番」を開始するものとし、前項各号の手続の実施内容について総務省は審査、判定等を行うものではなく、当該手続の不備によるトラブル等について、同省は関知しない。

3 サービス利用者は、一旦「本番」状態に移行した後は「運用試験」状態に戻ることはないものとする。

附 則

この細則は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。